

平成16年5月19日

保護者の皆様へ

横浜市立丸山台中学校  
校長 谷 紀代

## 風水害等の「警報」発令における 生徒の安全確保について

横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」が発令された場合、生徒のより一層の安全確保のための対応について、丸山台中学校ではつぎのような処置を執ります。テレビ、ラジオ等により、情報を正確に把握してください。

### 「暴風警報」「大雪警報」発令時の判断について

1. 横浜市内（神奈川県全域又は神奈川県東部）に「暴風警報」、「大雪警報」が午前7時の段階で発令継続の場合は、生徒の安全確保のため、当日は「臨時休業」と致します。その日は1日家庭学習となります。  
なお、該当する警報は「暴風警報」「暴風雨警報」「大雪警報」「暴風雪警報」です。
2. 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、学校や地域の状況に応じて、適切な対応をいたします。
3. 登校後、「暴風警報」「大雪警報」（上記1.）が発令された場合、状況を見て授業を打ち切り、下校の処置をとります。ただし、「大雨警報」や「洪水警報」については、学校や地域の状況に応じて適切な対応を致します。
4. 上記1. の警報が発令されている日に、特別な行事が組まれている場合には、別途連絡いたします。

※（生徒手帳p25参照）